

月刊

東海財界

Monthly Report

弁護士業界にもIT化の波

「セキュリティ対策を支援」

愛知県弁護士会会長
小川 淳氏



東海財務局長 伊野彰洋

「コロナ禍後の景気は？
円安メリットで良循環に」



片岡法律事務所 片岡憲明

「片岡法律事務所が法人化へ
業務の永続化で信用力アップ」

駐名古屋大韓民国総領事館総領事 金星秀
駐名古屋韓国総領事 金星秀さんが着任
「友好関係を良い方向に取り戻したい」

IT化の多様化で
柔軟な商開業を続ける読者会社TKS

ヘルスケアシステムズ 浦本陽介社長
「1人1人の健康を最適化した」

オプティKR 渡邊ユカリさん
「翻訳で必要があるところを生き残りを目指す」

愛知県芸術劇場管弦楽団のメンバー 唐津絵理さん
「芸術復興 文部科学大臣に」

「物価偽装」の報道はどうなる？
青森などで行政訴訟が続くのには…

訪朝の宮崎秀樹参議院協会長に北朝鮮側が明かす

「当時、横田めぐみさんの遺骨探しと再分析を提案した」

2023

5月号

(毎月25日発行)

片岡信恒弁護士の 法律相談事務所



片岡 信恒（かたおか のぶつね）昭和55年片岡法律事務所を設立。40年以上に渡り、取引紛争・契約書作成・労働紛争・医療関係など、法人、及び相続・交通事故・遺言・離婚などの法律問題全般を取り扱っている。
<片岡法律事務所> 名古屋市中区丸の内2丁目19番25号MS桜通7、8階 ☎052-231-1706

非行の長男に相続させたくない

【質問】妻は5年前に亡くなり、長男38歳、次男30歳、長女25歳の家族です。財産としては、一軒家（時価3000万円）の自宅と、2000万円の預金、時価1000万円相当の上場企業の株式があります。長男は、素行が悪く高校を退学になり、私に対してたびたび暴力を振るったり暴言を吐いたほか、金融会社から多額の借金を繰り返し、私が尻拭いをしてきました。私は、長男には遺産を渡したくないと考えており、二男に一軒家、それ以外の預金・株式を長女に相続させる、との遺言を残しておきたいと考えています。このようにしておけば、長男へは一切遺産が渡らないようにできますか。また、他に良い方法がありますか。

【回答】まず、何も対策しなかった場合は、長男、二男、長女は、3分の1ずつの相続分がありますから、2000万円ずつ取得する権利があります。誰がどの財産を取得するかは、原則として3人の協議によります。当事者間で協議できなければ、家庭裁判所へ遺産分割調停を申し立てて話し合いをしますが、まとまらなければ、裁判所が審判をして、分け方を一方的に決めます。

では、相談者が考えた内容の遺言を残した場合はどうなるでしょう。遺言書には、自筆証書遺言と遺言公正証書があります。いずれの場合でも、いったんは遺言通りに、二男と長女が、指定された遺産を取得することになります。ただし、長男は本来の相続分の半分に当たる6分の1、すなわち1000万円については、二男と

長女から、遺留分侵害額請求をして取り戻すことができます。

長男にこのような遺留分の請求もさせたくない、という場合には、「相続廃除」という手段が考えられます。遺留分を有する推定相続人を、相続から外す制度です。

民法892条によると、「被相続人に対して虐待をし、若しくはこれに重大な侮辱を加えたとき」、又は「推定相続人にその他の著しい非行があったとき」には、被相続人は、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができる、としています。注意しなければならないのは、請求したからといって、家庭裁判所が必ず認めてくれるわけではない、という点です。上記の虐待をし、重大な侮辱を加えた、著しい非行があったことを、証拠をもって立証することが必要です。家庭裁判所は、統計的には約20%しか認めていません。

具体例としては、被相続人に対して日常的に暴言を吐いて侮辱をしていたとか、被相続人に対して肉体的、精神的に虐待したとか、被相続人の財産を勝手に自分のものにした、重い犯罪を犯した場合には、認められる可能性があります。長男が相続廃除されれば、遺留分を失うので、二男と長女に対して遺留分侵害額請求することはできません。

ところで、相続廃除は、被相続人（この場合は相談者＝父親）の死後に行うこともできます。被相続人自身が、長男を相続廃除したい、と遺言書に記載している例もあり、この場合には、遺言執行者が廃除の申し立てを行います。